

第4回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成17年2月21日（月） 午後1時30分 ~ 午後3時30分
場 所 京都ロイヤルホテル 2階 麗峰の間

1. 開会

上平会長

前回の策定協議会で、「中間報告」について検討していただき、ワーキング会議で項目を整理した。本日は、この中間報告骨子（案）の項目について、皆様から御意見をいただきたい。あくまで骨子（案）であり、中心となる内容を抽出して提示したものである。事務局から、中間報告骨子（案）について説明をお願いする。

事務局

中間報告骨子（案）について、資料1「京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 中間報告骨子（案）」に沿って御説明する。

骨子案は、「策定協議会 提言の前書き」、「名称」、「前文」、「目的」、「基本理念」、「責務」、「計画の策定」、「財政上の措置等」、「施策の内容」、「審議会」の構成となっている。

の「提言の前書き」は、策定協議会から条例を制定する意義などについて述べていただくものであり、条文には表れてこない部分であるが、京都の文化芸術の振興に関する策定協議会の総意を表すために、提言の冒頭に掲げようとするものである。文化芸術基本法制定後、国が文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のパンフレットを出しているが、その裏面に審議会の各委員の思いが綴られた「大地からの手紙」があり、これは本市の前書きに相当するものかと思う。

「名称」については、市独自の名称にしてはどうかという御意見もいただいているが、これから策定協議会において御協議いただきたい。

「前文」は、条例の施策目標を掲げ、条例の目指すべきところを述べるものである。

「目的」は、条例の制定目的を述べたものである。

「基本理念」は、具体的な施策の考え方であり、「施策の内容」の「文化芸術創造の継続・発展」から「文化芸術と産業の連携」までの5つの柱と呼応している。

「責務」については、市、市民等の責務を掲げている。

「計画の策定」については、既に策定している「京都市芸術文化振興計画」及び「京都市芸術文化振興計画推進プログラム」を、文化芸術の振興を図るための具体的な計画として位置付けることを掲げている。

「財政上の措置等」については、文化芸術を振興するための財政上の措置について掲げている。

「施策の内容」では、先程の「基本理念」に掲げた5つの項目を柱として、具体的な諸施策を整理した。

「審議会」では、条例の推進状況の振興管理を行なう機関の設置について掲げている。

資料の表記について、資料の右の欄の「策定協議会における意見」は、これまでの策定協議会で、委員の皆様からいただいた主な意見であり、左の欄の「策定協議会 中間報告 骨子（案）」に盛り込む内容として掲げている。

現在の段階では、項目を並べるに止めており、本日、この項目について、委員の皆様から御意見をいただき、次回には、各項目に説明を加えて、具体化したいと考えている。

2. 「京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 中間報告骨子（案）」について

上平会長

骨子（案）の内容について、皆様から御意見を伺いたい。骨子（案）の「前書き」から順次説明させていただく。

配布資料2の裏面に「大地からの手紙」が記載されているが、こうした内容に当るもので、京都独自の状況を反映し、提言の前書きを考えたい。

前書きでは、まず、京都の文化芸術についてどのような概念として捉えるか掲げようとしている。切り口として、「ア．作り手と受け手、そして媒介者」がいることで、文化芸術が成り立つと述べる。媒介者は広義の意味で捉え、人だけではなく、行政や情報交換も媒介の機能を果たすものとして考える。そして、ワーキング会議や皆様からいただいた意見を集約して「イ．文化芸術を日常生活の場の中で捉える」「ウ．同時代に文化環境を共有することで生まれる豊かさ」と挙げている。

また、京都の文化芸術を述べる部分で、京都は古いものだけでなく、いつも新しさを求めているので、「ア．新しさと伝統」に着目する。「イ．京都の文化芸術の幅と高さを再認識」は、京都の文化芸術はレベルが高いということと、多様な文化が重層的に存在していることを認識しようというものである。「ウ．京都のまちをステージとして育まれる文化芸術」では、文化芸術によって、京都を豊かにしていこうというものである。

条例を制定する意義として、「（1）世界への発信」、「（2）市民への呼びかけ」、「（3）未来へ向けた発信」を掲げている。市民と共有することで京都の文化芸術は成り立ち、一緒に芸術を楽しむ呼びかけをする。また、未来に向けてどのような期待を持つのか等を述べる。

このように特徴的なものを挙げてみた。前書きについて、皆様の御意見を伺いたい。

中西副会長

提言と前文の区別が分かりにくいので、皆さんと共通理解したい。「提言の前書き」は意義を書くところであり、策定の理由と目的を書く。そして、前書きに書いてあること

は、の「前文」の概括的な文化の認識であるので、前文にゆだねられると認識している。このように考えると議論しやすいのではないか。

上平会長

全体がいろいろな意味で呼応しながら展開するものである。前文は提言の前書きの部分と呼応するのではないかという御指摘である。の「前文」では、時代的な過去、現在、未来という形で分類してあるが、こういった部分が前文の中に趣旨として組み込まれている。

<委員>

前書きと前文の区別は、中西副会長の意見に賛成する。しかし、前書きの中にある、「条例を策定する意義」については、前文に書く必要があるのではないか。そうしないと前文が薄くなってしまわないか。

上平会長

前文はできるだけ簡潔にするということを前回の策定協議会でまとめているので、手短かに、明確にしていこうと思う。

<委員>

提言の前書きは、資料2の「大地からの手紙」のような考え方が前提である。京都の文化を語る以前に、世界の中で日本の文化が占める役割を考えると、京都の文化が非常に大きな役割を担っている。京都がどのように文化を考えるのかということが、日本の文化の行方に係わるのではないか。京都以外の日本の各地から見て、京都が進む形に、希望を持って、我々もがんばろうと思えるような、そういう意味での京都らしさが「前書き」で、強く訴えられれば、京都市民の大きな励みにもなるし、日本の中で京都の文化が担う責任というものが日本全体に発信できるのではないか。

<委員>

前書きと前文が重なる部分を整理した上で、理念が盛り込めればよい。

前書きは、前向きでやる気ができるような散文的な調子の文体を考えるとよい。前文は簡潔に分かりやすく書いたほうがよい。

上平会長

前文は、詩のような形で市民に親しみを持って読んでいただけるようなソフトな表現、未来への希望が持てるような表現ができないかという話がワーキングの中で出ていた。

<委員>

前書きは散文のような形、前文はもう少し法律的な形で書く。京都らしい条例とするた

めに、前書きの中に「文化芸術のパピリオン都市・京都の継承・発展」ということを文章の中に入れ、前文には、京都には千年以上の歴史に基づいた多種多様な文化芸術があり、京都が日本の文化芸術の縮図であるということを入れてはいかがか。

上平会長

前文の「創造の源泉としての伝統の尊重」の中に、御指摘の部分の内容が含まれている。

<委員>

前書きと前文の関係を見ると、前文は非常にこなれすぎている。前文は、前書きのようなものを書いたほうが伝わりやすい。前文に記載されている(1)「心の福祉としての文化芸術を育む」、(2)「平和・共生に貢献する文化芸術を育む」、(3)「未来を占うべきものとしての文化芸術を創り出す」こそ、前書きで記載し、散文のようなわかりやすい形にしてはどうか。

「大地からの手紙」のような散文の形は行き過ぎている。京都は伝統の重みがあるので、古典の中から引用したりして、重みを表現した方がよい。

上平会長

前文と前書きが響きあうようなものが必要。前書きは全体を包み込むようなものであり、条例には載らない部分である。呼びかけとして、柔らかい感じにしたほうがよい。

中西副会長

「意義」を最初に踏まえるのは、必要と思う。「京都は人類の宝である。」というような言葉で始まり、何故条例をつくるのか、条例制定の目的を述べるのが「意義」である。前文は、基本理念の総括的な認識である。総括的認識の中で、基本理念としてやや具体的な5項目があり、さらにその5項目の具体が、施策の内容になる。

総括的な意義として、ここに書かれている内容よりも、その項目の中で何を言ったらよいのかということをお検討いただきたい。

<委員>

条例を策定することを検討した委員である我々の精神を前書きに書く。条例にかかわるものは、前文以降に書く。こういう精神で書いたということが分かるような簡潔なものにしていただきたい。

<委員>

前書きと前文の関係がすっきりしない。の「前文」に世界文化自由都市宣言の中に京都のことが語られるのだろうが、それがなければ、前文の(1)「心の福祉としての文化芸術を育む」、(2)「平和・共生に貢献する文化芸術を育む」、(3)「未来を占うべきものとしての文化芸術を創り出す」は、別の都市でも言えることである。もう少し、前文に、前

書きのところに書いてあるようなことを取り込んで、京都のまちの文化のありようや、日本の文化における京都の役割などを書くことが必要ではないか。

過去、現在、未来とあるが、文章を読むと、過去と書かれている内容にも現在に関わることが書かれているし、また現在と書かれている内容にも、未来志向の決意が含まれているので、この分類は意味がわかりにくい。

上平会長

過去、現在、未来というのは、時代の視点を持って書いたものである。

<委員>

京都文化が過去にどのような意味を持っていたか、現在どのような意味を持つか、どのように世界へ発信できる意味を持つかということを経過、現在、未来の視点を持って、表に出していただいたらよいのではないか。

<委員>

前書きは、文化芸術の捉え方の定義付けである。その上で、文化芸術の特質を認識する部分である。しかし、この前書きは「そうあるべきだ」という意味合いのこもった方向性の定義という要素が強い。全体を更にまとめていく言葉があれば分かりやすい。

<委員>

前書きに「作り手と受け手、そして媒介者」とある。この三者が存在する中で、文化芸術が成り立つ。媒介者の役割を考えると、単なる方向を示したものでなく、この三者を見据えることから文化芸術を定義する必要がある。文化芸術の定義そのものに関わる事柄が、前書きに表れていると理解している。

上平会長

「作り手と受け手、そして媒介者」その三者なくしては成り立たない、あるいは、「京都のまちをステージとした」というところに、定義が表れているのではないか。

の名称について、話を進めていきたい。京都府では、「文化力による地域活性化推進条例」という名称を考えておられる。名称について、何か御意見はあるか。

<委員>

第1回の会議の際に、「文化芸術」と「芸術文化」では、意味が違ってくるといった話があった。名称を「芸術文化振興条例」か「文化芸術振興条例」のどちらにするのが問題になってくるのではないか。

上平会長

従来、「芸術文化振興計画」を策定し、「芸術文化」という表現できた。しかし、「文化芸

術」は、芸術の領域を大きくとらえ、単なる芸術だけではなく、その周辺の文化も含もうとしている。「世界文化自由都市宣言」を視野に入れ、つながりを持たせる広い文化として捉えようとしているので、「文化芸術」という考え方ではどうかと思う。

中西副会長

名称を、「京都市文化芸術振興条例」ではなく、たとえば「文化の振興に関する条例」だとか、「文化芸術京都を創ろう条例」というような名称を検討することも可能なのか。

上平会長

かっちりとした役所らしい表現でいくか、散文らしい表現でいくか。市の考え方はどうか。

<委員>

「京都市文化芸術創生条例」など、そのような範囲であれば条例の名称として違和感はない。最終的には市会で審議され、名称も含めた条文は専門家が見ることになり、絶対修正は受けないという保証はないが、名称に縛りがあるわけではない。

事務局

条例の文章については、従来から90%以上崩せない原則がある。条例の名称については、先頭に「京都市」とつける必要がある。市議会での承認もいる。「何々の京都の条例」という名称は極めて難しい。

中西副会長

頭に「京都市」とついているのなら、ある程度自由な名称にできるのか。どこまで許されて、どこまでが許されないのか。市議会の承認の感触はいかがか。

<委員>

「京都市」と先頭につけて、御意見をいただいて、いくつか候補を考え、工夫した名前を提案することはできる。

<委員>

名称は「京都市」ではじめ、条例らしい名称にすることが必要というのは理解できる。名称には正式名称と愛称がある。日常、口に上りやすい略称、愛称が出てくるような性格を含んだものにすればどうかと思う。略称が生まれてくるような仕組みをもった正式名称を考えてはどうか。

事務局

「京都市芸術文化振興計画推進プログラム」では「芸術文化の都づくりプラン」という

愛称があり、基本的には、愛称で呼んでいる。条例についても、通常使うパンフレットには愛称を使うということは可能かと思う。

< 委員 >

条例自体ではなくて、条例に基づく計画には、かなり自由な愛称がつけられる。

上平会長

名称については、ワーキングで再度検討させていただきたい。

の「目的」、の「基本理念」、の「責務」について検討する。「基本理念」は一般文化芸術を考える場合、相対的な捉え方の柱となると思う。「責務」というのが、文化芸術を語る場合には、少し表現が硬い。「市民等の責務」という表現が、市民にとって重く感じられるのではないか。「責務」よりも、「役割」のほうが、穏やかではないか。

事務局

「義務」と「責務」は、条文で必ず使い分けている。「義務」は強制できるが、「責務」は役割にとどまる。必ず堅い表現にしなければならないことはない。

< 委員 >

芸術家は社会と結び付きがないと、存在の意味がない。芸術家の責務は、社会と結びつくことである。社会も芸術家を育てる責務、社会の中に取り込む責務がある。芸術家の責務は、社会と結びつくことであるからこそ、「責務がある」と言えるのではないか。

上平会長

「役割」という漠然とした表現では、ぼやけてしまうので、「責務」のほうがはっきりするという御意見である。自覚すべき内なる責務と、外に対して負う責任と、「責務」の理解は二種類ある。先ほどの御指摘は、内に秘める責務ではないか。

< 委員 >

「責務」、「義務」、「責任」という言葉があるが、一般の方が、どれだけ分離して考えられるかによる。分かりやすい「役目」、「総合的な協力の仕方」という言葉にしたほうがよいのではないか。条例は堅いと考えられやすいので、わかりやすさが必要である。

< 委員 >

非常に分かりやすいという意味では、「責務」という言葉を使う方が、かえって分かりやすいのではないか。

前書きと前文が重複してはっきりしないという点であるが 条例を策定する意義は、前書きでうたうべきだと思う。我々が京都の文化をどのように考え、委員会がどのように文化を捉えて条例化に臨むかということが前書きである。厳密な言葉の意味の定義ではな

く、策定協議会の考えである。文化をどのように定義しているかというところから始めないとうまくいかない。骨子案の前書きに書いてある項目は、便宜的に書いているのであり、このようなことを含み、ソフトな文体で京都の文化のありようを規定し、それを世界に発信していくものが、前書きだと思う。

前文は、基本理念に繋がるもので、ある程度、前書きと重複するのはやむをえない。基本理念5つをなぜここに持ってきたのか解っていただくために、前文の大きな項目(1)「心の福祉としての文化芸術を育む」、(2)「平和・共生に貢献する文化芸術を育む」、(3)「未来を占うべきものとしての文化芸術を創り出す」があると理解している。

上平会長

の「計画の策定」、の「財政上の措置」、の「施策の内容(1.文化芸術創造の継承・発展, 2.生活における文化芸術の尊重, 3.文化芸術交流の促進, 4.文化芸術環境の向上とその活用, 5.文化芸術と産業の連携)」について何か御意見はあるか。

<委員>

「プロとアマチュアの格差をなくす」と資料にあるが、「格差」ではなく、「乖離」、「壁をなくす」というように訂正してほしい。

<委員>

「施策内容」は良くまとめられている。

<委員>

「文化芸術に係る教育研究機関の整備等」、「芸術教育の充実」、「高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実」、「青少年による文化芸術活動への支援」、「学校教育における文化芸術活動の充実」などの項目で、「支援」、「充実」という言葉が多用されているので、整理する必要があるのではないか。

中西副会長

項目の柱1「文化芸術創造の継続・発展」は、機関、組織、体制の中における取り扱いであり、柱2のところは、生活者の立場を重んじようとしているものとして区別されている。

<委員>

「芸術家たちの地位向上のための条件整備」という項目が、国の「文化芸術の振興に当たって留意すべき事項」にはあるが、そういう項目が骨子(案)にはない。「国内外との文化芸術交流等の推進」とあるが、日本にいる芸術家は、外国に比べて生活の条件が整備されていないように思う。演奏家、オーケストラの楽員の賃金は安い。芸術家の条件整備に配慮することが必要ではないか。

< 委員 >

芸術家の地位向上は、行政が命令するものではない。文化芸術が解る人が増え、文化芸術に投資・消費する人が増えることにより、芸術家の地位が向上する。これは時間を要するが、取り組んでいかねばならない事項である。

「学校教育における文化芸術活動の充実」の部分で、学校教育においては、従来、授業をするのは先生だったが、学校教育以外でも子ども達に生活体験、芸術体験などいろいろな活動をする必要があるとされてきている。現在、学校教育の中では、週3、4時間、総合学習の時間があり、様々な活動ができるようになってきた。京都市で、「みやこ子ども土曜塾」という制度ができ、学校から離れている時に、社会体験、生活体験、芸術的な体験などいろいろな活動の場を保障していこうとしている。総合教育に関して、NPOや芸術家が支えてくださる。そのような状況を考えると行政が縦割りではいけない。教育に関しても教育委員会以外の横の繋がりを大切にしなければならない。芸術家が子ども達の体験に役立ちたいと思った時に、スムーズにのっていけるシステムを作ることが視野を広げていく上で必要である。これは、広い意味でのコーディネーター的なことであり、このようなところを少し書き加えていただきたい。

上平会長

新たな要望にも対応できるような深みを持った機能性のある条例であってほしいと思う。

の「審議会」では、審議会の設置について述べている。具体的には、「審議会」という名前をつけた組織をつくるのか。

事務局

条例、芸術文化振興計画等チェックをしていただく機関が必要という御意見をいただいていたので、案として設けている。

上平会長

全体を見渡して、皆さんの御意見を伺いたい。

中西副会長

「責務」という項目は、市と市民が責務を分担する理念と理解している。「責務」を市民が負っているという考え方と、市民も市と両方で分担して文化芸術を盛んにする責任があるとする考え方がある。文化財を守り、文化財を破壊した時には罰金を設けるなども「責務」の考え方だと思う。そのような文化芸術に関する「責務」は、思想として荒っぽいのではないかという気がする。市民が責務を負うのか、責任は市にあると考えるのか、「責務」に付いての皆さんの考え方を確認したい。

< 委員 >

市民が読んで分かりやすいことを考えると、「責務」という言葉はニュアンスとして行き過ぎるのではないか。文化芸術には罰則規定はなじまないで、「分かち合い」「役割分担」など、ソフトな表現がよいと思うが、法規用語になじむかどうかわからない。

<委員>

「責務」というのは、非常に京都らしいと思う。我々京都にいる人間は、過去からいろいろな遺産を享受し、享受している幸せを次の世代へ伝えないといけないので、理念として「責務」ということがでてきている。他の自治体では、あまり強調されるものではないが、古都京都にあっては、文化遺産を守って継承することが大切である。この条例をいかにも京都の条例と認識していただき、受け継いでいく責任の重さを感じていただくことは非常に重要である。

次世代に文化芸術を伝えることが非常に重要だから条例をつくるのである。「次世代に文化芸術を伝えるシステムの重要性」という施策が、どこかに強調されると京都の条例の特色がでて、よいのではないか。

上平会長

文化遺産、文化芸術の風土を市民として次代に伝え大切にしなければならないことは必ず言わなければならないが、この文面では表に出ておらず、弱い。

<委員>

個々の人間が覚悟して日々勤めていることが事実であり、それを「責務」というより、当然のようにすることだと認識している。もう少し大らかな気持ちであるように思う。人から咎められてやっているという印象になるのは、いかがかと思う。

<委員>

後世に伝えるため、文章の持っている意味合いを伝えるには、自分が言葉を発して子どもに伝えないと、後に繋がっていかない。

他のジャンルは、わりと一般からその道に入る人もいる。能、狂言は、伝統芸能という大きな壁を自分で打ち破るということをなかなかしていただけない。ワークショップなどをして、狂言、能を見てもらえる人口を増やすことが我々の一番の役割であり、責務である。そういったことを「責務」といってもよいのではないか。

上平会長

ワークショップなどの機会を大事にすることもうたう必要が大切である。

<委員>

法律用語としての「責務」については非強制、義務は強制できるという話があったが、「責務」のところで、強制できるもの、できないものを混在していること自体が問題であ

る。「市の責務」、「市民の責務」は強制できないものとして、「享受する権利と義務」は強制できるものとして、別に条文を定めたほうがよいのではないか。

< 委員 >

大阪府の場合、「大阪府の責務」、「府民等の役割」と使い分けている。京都の場合、「責務」は、芸術活動の奨励、活動の充実が「責務」というマイナスの要素と取り合っていない。力を入れて踏ん張らなければ京都の文化はだめになるというような要因があれば、「責務」という言葉が大きな意味を持つてくるかと思う。

「充実」、「援助」、「支援」という言葉が重なって使われているが、それぞれの条文でそれだけ違いがあるのか分からない。

「何々の尊重」「何々の理解」という言い方は、前文のようなところで使われるべきであり、具体的な項目で使われる表現ではないのではないか。整理する必要がある。

上平会長

以前は「社会教育」という言葉が使われたが、今はあまり使われない。「障害者」「高齢者」というように具体的に活動領域を規定している。学校教育の区分は、より細かく、具体的にになってきたかと思う。重複している箇所がありそうなので、整理する必要がある。

文章化しないと、もう少し、突っ込んだ意見が出ないと思う。

本日いただいた御意見を元に、次回の策定協議会までに再度、中西副会長、富永委員、永田委員と一緒に検討し、中間報告（案）をまとめて参りたい。

委員の皆様から、御意見があれば、後日意見をペーパーにまとめて、私あてに事務局へ送っていただくようお願いする。

次回の策定協議会で文章化した中間報告（案）を示して協議いただき、4月には市長へ当協議会からの中間報告として提出したいと考えている。また、市民の皆様からの中間報告に対する意見募集や、フォーラムの開催も検討している。市民意見も充分に取り入れた形で、秋頃には、最終の提言のとりまとめを行い、市長に提言を提出したいと考えている。

事務局

次回第5回の策定協議会は、3月下旬から4月中旬頃に開催し、中間報告（案）を協議いただきたいと考えている。

骨子（案）の校正、条例の名称について、ワーキング会議で検討していただきたい。今回は、中間報告（案）として、この骨子（案）を文章化したものを提案させていただき、御協議いただくつもりである。

本日の御審議の内容は、皆様に御確認をいただいた上で、摘録として公開させていただきます。

3. 閉会